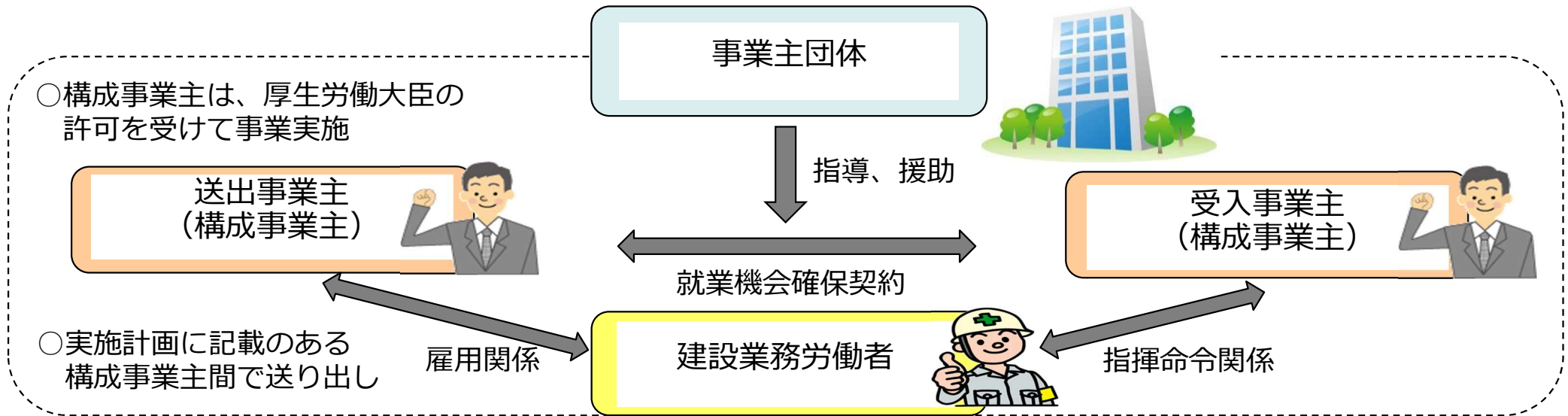


建設業務労働者就業機会確保事業

- 実施計画の認定を受けた事業主団体の構成事業主が、自己の常時雇用（※ 1）する建設業務労働者を、その雇用関係を維持しながら、他の構成事業主の指揮命令を受けて、その事業主の建設業務に従事させるために、一時的（※ 2）に送り出し。



【許可基準の概要】※送出事業主の許可基準

- ① 認定された実施計画に従って建設業務労働者就業機会確保事業を実施すること。
- ② 一定の要件を満たした雇用管理責任者が配置されていること、教育訓練の実施体制を整備するなど、送出労働者の雇用管理を適切に行うに足りる能力を有すること。
- ③ 個人情報適正に管理し、送出労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- ④ 上記のほか、以下の財産的基礎を有するなど、事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。
 - ・ 基準資産額（資産総額－負債）が、1,000万円×本事業を行う事業所数以上であること。
 - ・ 基準資産額が、負債総額の7分の1以上であること。
 - ・ 事業資金として自己名義の現金・預金が800万円×本事業を行う事業所数以上であること。

※ 1 期間の定めのない雇用契約や有期契約の更新により、期間の定めのない雇用契約と同等と認められる雇用の場合。
また、社会保険や労働保険が適用されていることが必要。

※ 2 事業年度ごとに、送出人数は送出事業主の雇用する労働者の5割以下、送出期間は所定労働日数の5割以下。